

平成28年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成28年 2 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成28年 2 月27日）

○ 第 1 号（2月27日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
○	田中議長開会宣告	4
1	議員異動報告	5
1	例月出納検査結果報告	5
1	出席要求理事者報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 8 号議案	6
1	第 8 号議案、同意	6
○	木村要君の挨拶	6
1	第 1 号議案から第 7 号議案	
○	中山広域連合長の提案理由説明	7
1	一般質問	
○	北村吉史議員の質問及び中山広域連合長及び渡辺事務局長の答弁	8
○	今西久美子議員の質問並びに渡辺事務局長及び福尾業務課長の答弁	13
○	山崎恭一議員の質問並びに渡辺事務局長及び福尾業務課長の答弁	16
1	第 1 号議案から第 7 号議案（質疑・討論・採決）	25
○	丹野直次議員の質疑並びに渡辺事務局長の答弁	25
○	光永敦彦議員の討論	27
○	丹野直次議員の討論	28
○	松本聖司議員の討論	29

○第1号議案から第7号議案、可決及び承認	30
○田中議長閉会宣告	31

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
第1号	平成28年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第2号	平成27年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第3号	京都地方税機構第2次広域計画変更の件	原案可決
第4号	行政不服審査法施行条例制定の件	原案可決
第5号	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	原案可決
第6号	京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件	原案可決
第7号	差押債権取立請求事件に係る控訴の提起の専決処分について承認を 求める件	承認
第8号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同意

平成28年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成28年2月27日（土）午後1時30分開会

○出席議員（30名）

田	中	英	夫	君
石	田	宗	久	君
秋	田	公	司	君
光	永	敦	彦	君
田	中	健	志	君
林		正	樹	君
芦	田	眞	弘	君
岸	田	圭一	郎	君
高	倉	武	夫	君
山	崎	恭	一	君
真	田	敦	史	君
嶋	田	茂	雄	君
西	口	純	生	君
丹	野	直	次	君
小	原	明	大	君
田	島	祥	充	君
米	澤	修	司	君
松	本	聖	司	君
小	中		昭	君
島	野		均	君
北	村	吉	史	君
松	尾		憲	君
今	西	久美子	君	
西	村	典	夫	君
岡	田	泰	正	君
安	宅	吉	昭	君
德	谷	契	次	君
山	下	靖	夫	君
佐	戸	仁	志	君
今	田	博	文	君

○欠席議員（2名）

土 居 一 豊 君
谷 田 利 一 君

○議会事務局

議会事務局長 上 田 ゆかり

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	中 山 泰
副広域連合長	河 井 規 子
副広域連合長	山 内 修 一
事務局長	渡 辺 隆
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	中 田 義 人
事務局業務課長	福 尾 隆 昭
事務局法人税務課長	井 上 寧
事務局業務課参事	住 田 淳 志
事務局業務課参事	櫻 井 直 樹
事務局法人税務課参事	谷 統 一

議事日程（第1号）平成28年2月27日（土）午後1時30分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第8号議案
- 第6 第1号議案から第7号議案まで（広域連合長説明）
- 第7 一般質問
- 第8 第1号議案から第7号議案まで（質疑・討論・採決）

以 上

○議長（田中英夫君） それでは、定刻でありますので始めさせていただきます。

これより平成28年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。北林重男君の議員の任期満了に伴い、向日市議会から丹野直次君が新たに選出されましたので、御報告いたします。また、國島泰則君が議員を辞職され、八幡市議会から田島祥充君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、西村正之君、大伴雅章君、橋本尊文君、梅原好範君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

これに伴い、舞鶴市議会から岸田圭一郎君、長岡京市議会から小原明大君、南丹市議会から小中昭君、京丹波町議会から山下靖夫君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果報告7件及び定期監査結果報告が参っており、定期監査結果報告については、事前に送付させていただきましたが、例月出納検査の結果報告は、本日、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました岸田圭一郎君ほか5名の議員の議席を別紙お手元に配付の議席表のとおり指定いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、さように決めます。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、石田宗久君及び山下靖夫君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第5、第8号議案「副広域連合長の選任について同意を
求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。上田議会事務局長。

〔議会事務局長上田ゆかり君朗読〕

第8号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、
下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成28年2月27日提出

京都地方税機構

広域連合長 中山 泰

記

木 村 要

○議長（田中英夫君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第8号議案については、提案理由の説明、質疑・討論を省
略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

第8号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を原案どおり同意することに
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、木村要君の副広域連合長選任に同意
することに決しました。

この際、木村要副広域連合長に出席要求理事者として出席を求めることといたします。木
村副広域連合長、御入場ください。

この場合、木村副広域連合長から御挨拶の申し出がありますので、発言を許します。木村
副広域連合長。

〔木村要君議席前面に立つ〕

○木村要君 ただいま、田中議長から発言のお許しをいただきました、精華町長の木村でござ
います。

ただいま、8号議案で、京都地方税機構の副広域連合長の選任、皆様方の御賛同をいただき
まして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げるところでございます。

申すまでもなく、中山連合長を支えることはもちろんのこと、山内、河井両副連合長とと

ものに、この税機構の設立趣旨に則り、公平・公正、そして府民のために、多くの皆様の御協力をいただく中で、私も副連合長の一人として全力を挙げて努力させていただくことをお誓い申し上げますとともに、副連合長として就任をさせていただきたいと、このように思います。どうか、皆様の御指導をいただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(田中英夫君) それでは、木村副広域連合長、着席を願います。

次に日程第6、「第1号議案から第7号議案まで」の7件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

[広域連合長中山泰君登壇]

○広域連合長(中山泰君) 本日は、平成28年2月京都地方税機構議会定例会の招集をお願いいたしました。お忙しい中、また土曜日にもかかわらず、お集まりをいただきました。まことにありがとうございます。冒頭一言御礼と、また提案の説明をさせていただきたいと思っております。

まずもって、御礼申し上げたいのは、昨年12月議会を中心に各構成団体における12月議会を中心に、懸案となっておりました軽自動車税の申告書の共同処理の件につきまして、規約の変更について御議決を賜ったところでございます。これを受けて、我々として総務省のほうに申請をさせていただいて、先ごろ、2月5日でございますけれども、変更の許可をいただいたところでございます。ここに感謝とともに、報告を申し上げます。予算にも盛り込んでおりますし、また、関連の議案、第3号でございます。

さて、以下、各議案について一括して御説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回は7本ありますので、まず冒頭、鳥の目で見させていただいて、どんな状況かということに触れたいと思っておりますが、1号、2号が予算の関係でございます。3号は申し上げた規約変更に係る計画の変更でございますし、4号から6号にかけては国の関係法令の改正に伴いまして、本機構の条例の制定、また、関連の整備を行うものでございます。第7号は訴訟に対する控訴でございます。一昨年、議会の御議決をいただいた訴訟に係る話でございますけれども、この専決処分の承認を求めるものでございます。

以下、順次、御説明を申し上げます。

まず、第1号議案、平成28年度京都地方税機構の一般会計でございます。本予算案を申し上げますように、従来からの滞納整理業務、さらには法人関係税の課税の執行の關係の業務に加えまして、新たに軽自動車税に係るデータ等の共同処理業務を加えて計上しているものでございます。歳入歳出予算総額は21億244万円でございます。歳入は貴重な各構成団体からの負担金収入をいただいたものなどでございます。歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費の負担金に14億5,125万円、業務運営費に2億1,917万円、共同徴収支援システム運営費、及びセキュリティ対策経費に1億2,823万円を計上しております。

次に、第2号議案「平成27年度京都地方税機構一般会計補正予算(第1号)」でございます。これは年度末に当たり、最終的な執行見通しに基づく、いわば調整に係るものでございまして、補正予算の総額は最終歳出それぞれ4億988万円を増額をし、予算総額を25億456万円とするものでございます。

次に、第3号議案は「京都地方税機構第2次広域計画の変更の件」でございまして、申し上げましたように、規約変更に係る広域計画の変更を行うものでございます。

次に、第4号議案及び第5号議案でございます。これは国の行政不服審査法の改正法が本年4月から施行されることに伴いまして、新たに機構に設置が求められます行政不服審査法の組織運営等に定めるほか、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

また、第6号議案につきましては、これは地方税法の改正に伴う本機構の事務の処理等に関する条例の改正でございまして、これは税法改正によって各構成団体に委ねられた手続、これは換価猶予制度に係るものでございますけれども、委ねられた手続と機構の手続との間で相違が生じることをないように必要な取扱いを明記する趣旨でございます。

最後に、第7号議案は、訴訟、過払金の返還請求権を巡る差押えに関する訴訟の一審判決が出まして、これに対する控訴について専決処分をした御報告と御承認を求めるものでございます。

以上のとおり、提案をいたします。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中英夫君） 次に日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、北村吉史君に発言を許します。北村吉史君。

〔北村吉史君登壇〕

○北村吉史君 大山崎町議会選出の北村でございます。

質問に入ります前に、60年に一度と言われる変革の年であります。本年は甲申の年であります。年度当初から株価は乱高下の中で、予想を上回る下げを記録し、世界同時株安に陥り、原油も1バレル当たり30ドルを下回る状況であります。経済状況は予断を許さない状況にあります。また、ユーロ圏ではイスラミックステートによるテロ等による難民問題が発生をし、ナショナリズムが台頭するような状況にあります。国際社会のリーダーでありますアメリカ合衆国大統領選挙の年でもあり、今後の国際秩序の大きな変革が予想されます。我が国におきましても、平和で安寧な年になりますことを、まずもって希望するものでございます。

それでは、先の通告に従いまして、一括して質問をさせていただきます。

この京都地方税機構は、その設立目的であります、公平・公正な税務業務の推進や納税者の利便性の向上という観点から、着実にその成果を上げておられ、私どもの大山崎町におきましても、共同化前と比較しますと、平成26年度の一般税の徴収率は1.6ポイント上昇し、とりわけ滞納繰越分につきましては、36.1%から44.9%と8.8ポイントの上昇を見ているところでございます。

地方税機構の設立を審議いたしました平成21年6月議会におきましては、私は委員長として総務産業常任委員会に所属をしておりましたが、公平・公正な税務行政を推進していくためには共同化が必要との意見が多数を占めましたが、一部には強権的な徴収業務が行われるのではないかと、市町村における総合行政機能が薄れるのではないかとという共同化を危惧する意見もあったところでございます。

機構議会におきましても、同様の意見が、これまでから幾度となく述べられてきておりますが、構成団体において、滞納整理を的確に行っていく体制やノウハウの蓄積が、必ずしも十分ではなく、行政と住民が非常に近い位置関係にあることなどから、法に基づき厳正に対応していくことが十分できないという危惧から、構成団体の総意として地方税機構を立ち上げ、共同化を進めてきたものと承知をいたしております。

また、私は、圧倒的多数の住民の方々が、昨今の経済状況にありましても、納期内に納付をいただいている状況の中で、未納案件に対して、法令に基づき、滞納整理をきちんと行っていくことは行政の根幹である、というふうに考えております。そして、そのことが府民の方々の信頼につながっていくというふうに考えております。

そうしたことから、地方税機構におかれましては、これまでから答弁をいただいておりますように、払わない方、そして払いたくても払えない方、これをしっかりと見極め、払わない方に対しては法に基づき厳正な対応をお願いしたいというふうに考えております。

そこで質問です。まずは徴収業務についてお尋ねをいたしますが、地方税機構は設立当初から府内9カ所に事務所を設置して徴収業務に当たられております。そして、その範囲は府と25市町村の広範囲に及びますことから、共同化前の団体の取組みや、地域性などの違いから各地方事務所での徴収業務の取組みについては大変な御苦労があるというふうに考えております。そして、その事情や状況は各事務所によって異なるものというふうに考えております。

大山崎町の12月議会でも地方税機構の滞納整理に対する質疑があり、例年11月に開催されているブロック別の業務説明会では所管事務所の状況はお聞きいたしておりますが、各事務所においてどのような特徴があり、どのような取組状況になっているのか。また、各事務所の特性を踏まえた課題はどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

次に、軽自動車税に係る課税事務の共同化についてお尋ねをいたします。

軽自動車税の課税事務の共同化につきましては、国からの検査データの提供を踏まえ、申告書のデータ化を4月から共同処理していくとの規約変更が総務省の許可を得て、本議会にも広域計画の改正の議案が提出をされております。

これまで構成団体においては申告書のデータ処理を全て手作業で行ってきたところでございますが、検査データを活用することにより、作業の効率化が図られるとともに、正確な情報が把握できることで適正な課税にも効果があると期待をいたしているところでございます。この間、申告書受付業務からデータ化までの業務を念頭に共同化を進めていきたい。ただ、受付業務につきましては、自動車取得税の廃止に伴う代替財源の問題が不透明であることから、そこが明らかになった時点で議論を深めていくというふうにお聞きをいたしております。

平成28年度の税制改正によりまして、自動車取得税の代替財源として、自動車税と軽自動車税に環境性能割が創設されることになりましたが、今後の受付業務などの共同化の方向性につきまして、どのようにお考えなのかをお尋ねをいたします。

最後に、マイナンバー等の個人情報に係るセキュリティ対策についてであります。地方税機構においては税情報という特に配慮を要する個人情報を扱うことから、これまでから厳格な対応が払われてきたところでございます。マイナンバーについては、機構においても活用されるものと承知をいたしておりますが、日本年金機構での問題が発生して以降、国にお

きましてもその取扱いに関して検討がなされ、昨年11月には総務省からネットワークをさらに強固なものにするというモデルが示されたというふうに聞いております。

構成団体におきましても、その対応が急がれているところでございます。地方税機構におきましても、この28年度当初予算でセキュリティ対策経費が計上されておりますが、どのような対策を講じられようとされているのか、お尋ねをいたします。

以上、3点につきまして、明快なる答弁をお願いし、この壇上での質問を終わります。

○議長（田中英夫君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 御質問ありがとうございます。3ついただきました。

私から前2者、とりわけ基本的な部分についてさせていただいて、あとは事務局長のほうから答弁をいたします。

まず、地方事務所の特徴、取組状況でございますけれども、その前に全体的な改革、とりわけ税目上の概括を申し上げたいと思うんですが、機構全体でまず府税、市町村税、どれぐらいかという、府税が約2割弱、市町村税が8割強という状況でございます。また、税目別の割合としては、個人住民税と固定資産税で約6割を占めておりまして、国保税(料)については2割弱というような全体の状況でございます。

その上で、地方事務所の特徴を申し上げますと、京都市内のまず3事務所ではありますが、これは他府県の居住者も所管しておりますけれども、京都市が機構に参加しないということもあって、京都市内の3事務所については府税の割合が5割以上、そして、それに伴って自動車税の割合も全体の約3割を占めているという、京都市内の3事務所と他の事務所との違い、特徴がございます。

それから、その次に相楽、あるいは丹後地方事務所におきましては、国保税が管内の構成団体の全てから移管を受けておりますので4割を占めているという状況でございます。これが1つの特徴かなというふうに思いますし、また、業務運営上の工夫という意味での特色としましては、もちろんどの事務所も大原則として払わない、払えるんだけど払わない、あるいは払いたくても払えないという方をしっかりと見極めていくというのは共通の基本のスタンスなんですけれども、事務所ごとの地域の特色を踏まえて工夫を加えておりまして、例えば課を横断して自動車税対策チームを設けたりとか、あるいは集中的に執行停止を処理する期間を設定するなど、事務所ごとに工夫を凝らした取組みをしているということが1つの特徴かと思えます。

課題としては、どうしても府外在住者には調査に時間がかかるということでもありますので、そここのところの対応をどう工夫をしていくか。あるいは、国保税については比較的他の税目に比べて累積滞納が多いということもございますので、その解消促進をどうしていくかというような課題を抱えながら、地方税機構全体としてはいろんな形で努力をして、収納率の上昇を上げているということでございまして、これは発足をした平成22年度以降は11.6ポイント上がっています。直近で今年の12月の時点、一昨年と比べても直近でも2.0ポイント上昇しているということで、ずっとそれは上がってきているということでございます。引き続き、滞納の圧縮解消に努めてまいりたいというふうに思います。

次に2点目、環境性能割の創設などを踏まえた今後の共同化の方向性ということでございますけれども、まず今回の軽自動車税に係るデータ処理の共同化については御案内のとおり、本年4月から検査情報が提供されるということを活用して、当面、申告書のデータ化業務から共同化をしていこうということでしたわけでありまして、その上でもう一つの大きな税制改正の柱があるのが、お話にありました来年の4月から消費税率の引き上げが行われることに伴って自動車取得税が廃止をされる。そして、同時に自動車税及び軽自動車税におきまして環境性能割がそれぞれ導入されるということでございます。これを受けて、新たに来年の4月から税関係事務として環境性能割に係る申告書の受付業務というのが新たに始まっていくということでございます。これにどう対応していくかということで、これに対応するために軽自動車税の共同化システムなど、共同化の仕組みを生かしていく、活用するということが、構成団体にとってはより効率的、効果的な運用ができるというふうに考えておりました。新たな制度が導入される平成29年度を目途に、申告書の受付からデータ化までの一連の業務を共同化する方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以下、具体的な対応、また、セキュリティ対策につきましては事務局長より答弁させていただきます。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） それでは、軽自動車の共同化に係る税制改正等への対応について答弁させていただきます。

平成28年度の税制改正大綱において、府県税である自動車税と市町村税である軽自動車税について、環境性能割がそれぞれ税として導入されるところでございます。このうち、軽自動車税に係る環境性能割については、市町村税ではございますが、地方税法上、その賦課徴収については、当分の間、都道府県が行うということとされています。

これまで、自動車取得税及び軽自動車税の申告書の受付業務につきましては、京都府と府内市町村が共同で設立されました京都地方税務協議会が行っております。今回の税制改正により、軽自動車の車両毎の管理を、府と市町村、それぞれで行わなければならないことから、連合長が先ほど答弁しましたように、軽自動車税の共同化システムなど、共同化の仕組みを活用することにより、構成団体にとって、より効率的・効果的になるものと考えております。

したがって、環境性能割に係るものを含めた申告書の受付からデータ化業務までの業務内容や経費等について、さらに精査を行うとともに、構成団体との合意形成を図ってまいりたいと考えております。

なお、納税者の利便性などを考えますと、これまでと同様、一体的に受付業務ができることが適当であることから、京都市とも協議をしてみたいと考えているところでございます。

次に、地方税機構におけるセキュリティ対策について、でございますが、昨年11月に、総務省からネットワークをさらに強固なものにするために、個人情報等を有する業務用の端末を外部のネット環境から分離するモデルが示されたところでございます。この総務省のモデルに沿った対策について、京都府とも協議を行い、デスクトップの仮想化技術を用い、より強

固なセキュリティ対策を実現することとしたところでございます。このデスクトップの仮想化とは、これまでサーバー内に保有している個人情報とその都度、各端末に取り込んで情報を処理していたものを、全てサーバー内で処理させ、各端末はサーバー内での処理を画面上に生じさせるだけということで、各端末では各税業務に係る一切のデータ等を取り込むことや保存する必要がなくなるということから、実質的に外部のネット環境との分離が図られるものでございます。

その効果として、万一、端末にウイルスが感染いたしたとしても、各端末にはそもそも税業務に係るデータがないということで、情報漏えいが防止できること、また、端末とサーバーは画面表示と操作情報のやりとりをするだけですので、ウイルスが端末を経由してサーバーに侵入する経路がない、ということから、セキュリティを確保できると考えております。

今後とも、新しいセキュリティ技術を積極的に導入するとともに、セキュリティ対策には万全を期していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 北村吉史君。

○北村吉史君 ただいま、連合長、そして事務局長から徴収業務、そして課税事務の共同化、セキュリティ対策についての、誠意あるご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

税務行政は、やはり、例外なく法に基づいて的確に取り組んでいくことが求められているというふうに思います。そして、それが府民、住民の信頼につながっていくというふうに考えているところでございます。

連合長をはじめ、京都地方税機構の職員の皆さんには大変御苦勞をいただいているというふうに考えているところでございますが、引き続き、公平・公正な税務行政のより一層の推進に取り組んでいただきますようお願いを申しとおきたいというふうに思います。

そこで、1点だけ要望させていただきたいというふうに思います。

これまで、税機構におきます裁判事例は全戦全勝でございました。昨年初めて黒星を喫したという結果になりました。そこで、今後の経済状況を鑑みたときに、税機構という組織におきましては、その黒星をあってはならないというふうに私は考えておるところでございます。

今回、法定金利を超える債権、7号議案の専決処分に関わるところでございますけれども、いわゆる過払金の徴収などは行政の職員の皆さん、司法書士の先生であれば簡単に対応ができる場所であるというふうに思いますが、こうした難解な事例が今後は発生してくる可能性が非常に高いというふうに考えております。

そこで、こうした難解な事例に対しては、やはりその道のプロ、専門の弁護士さんが必要ではないかというふうに私は考えております。今後の検討課題にしていただきますように私は要望させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

結びに、私もこの地方税機構の議員の1人といたしまして、微力ではございますが、御支援をしていきたいというふうに考えております。今後の税の共同化の推進に大いに期待をいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 次に、今西久美子君に発言を許します。今西久美子君。

〔今西久美子君登壇〕

○今西久美子君 宇治田原町議会選出の今西でございます。通告に従いまして、分割により一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

大きく2点ございます。まず1点目は、府民の訴えと税機構の認識の乖離についてお聞きをいたします。

この間、京都地方税機構議会の一般質問等で取り上げられてまいりました府民の皆さんからの訴えについて、例えばこういうことがございました。最低生活費を含む給与の全額が差し押さえられた。また、納税者の事情を十分に聞かず、差押えをちらつかせて、強権的な対応された。移管されていない次年度分の税額も合わせて払えと言われた。猶予措置について不正確な内容を伝えられた、などなど、違法ではないかと思えるような事例も含めて訴えがございました。

それが、この本議会で取り上げられたわけではありますが、当局はそのような事実はない、適正に執行しているという御答弁を繰り返してこられました。私はこれらのやりとりを聞いていて、非常に不思議に思ったわけでありまして。なぜ、府民の訴えと当局の御認識にこれほどの乖離があるのか。その点についてまずお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（田中英夫君） 福尾業務課長。

○業務課長（福尾隆昭君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

地方税機構における滞納整理についてですが、これまでから申し上げているとおり、その徴収業務の基本姿勢は、納めたくても納められない方と、納められるのに納めない方を見極め、納められない方については個別の事情を十分に把握して、法に定められた緩和措置の適用を含めて対応し、納めない方については厳正な処分を行うなど、公平で公正な税務行政を進め、納税者の理解と信頼を得ることを基本に取り組んできたところでございます。

徴税業務はその業務の性質上、場合によっては差押えなど、強制処分を行わなければならないものでございます。もちろん、その場合であっても、十分な説明と丁寧な対応を尽くすことが必要でありますけれども、納税する資力があるにもかかわらず、納付をされない方に対して、強制処分を行わないということになりますと、納期内にきちんと納税していただいております方々の信頼や均衡を損ねることにもつながるものと考えております。

以上の考え方で、納税者の方に十分に説明をした上で、法令に基づき適正に滞納整理を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 今西久美子君。

○今西久美子君 当然、資力があるのに払わないという方については毅然と対応していただく。これは当然のことだというふうに思っています。今の御答弁の中に、十分な説明をすると、府民の納税者の信頼を得るといような御答弁がございましたけれども、本当にこういうことがされているのであれば、例えばこれまで1万円ずつきちんと分納をされてきた方に担当者が変わったらいきなり3万払えと、事情も聞かないと、こういう事例も先般の一般質問で取り上げられてまいりました。このような対応が行われていることにつきまして、先ほ

どおっしゃいました信頼をしてもらおうといったようなことから私はかけ離れるのではないかというふうに思います。

資力があるのに払わないという事例を私は示したわけではなくて、先ほど申しました府民からの訴えがありました個別の事案につきましては、ぜひとも、対応していただいた職員の方から聞取調査もしていただきたいと思ひますし、ぜひとも機構としても具体的につかんでいただきたいというふうに思ひます。また、行き過ぎた対応がもしあれば、是正の指導をしていただきたいというふうに思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 今西議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどございました分納の案件につきましてでございますけれども、機構においては、一定期間経過後、再度、資産状況や収入状況を調査して、分納額の見直しを行っているところであり、納められると判断したときは、分納額の増額をお願いしているところでございます。分納については、換価猶予や徴収猶予に準じて、1年以内を基本としつつも、納税者の個別事情を勘案して対応させていただいております。

また、2点ほど、法令等に違反すれすれじゃないか、というような御質問もございましたけれども、給与の全額差押えにつきましては、納税者の方にも説明しておりますし、この議会でも御説明をさせていただいておりますけれども、給与につきましては、差押禁止額が定められており、これはあくまで給与についてということでございます。

事案につきましては、一般的には給与かどうかという判断を、まずは、私どものほうでさせていただきます。給与については源泉徴収されているかとか、支払者が給与という名目で支払っているのか、ということを確認して対応していますので、そこは御承知いただきたいと考えております。

それから、もう一つは、現年分、まだ移管されていない分まで徴収しているのではないかとということですが、これも我々は、まさに、新たな滞納を発生させないんだということで徴収業務を行っております。私どもに移管された滞納分だけに対応していると、どうしても今年度課税した分が、また滞納になるということがありますので、これは当然、移管前ですので、構成団体の連携も図りながら、まずは現年分を納めていただくという自主納付を滞納分と含めて御説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 今西久美子君。

○今西久美子君 いずれにしましても、納税者が納得をして支払うということであれば何も問題がないと思うんです。そういう意味では、やはりこの間、御答弁にもございますけれども、しっかりとそれぞれの納税者の皆さん、滞納者の皆さんの事情を聞いていただいた上で、しっかりと説明なりをしていただいて対応していただきたいというふうに思ひます。

次に、2点目のマニュアルの見直しと研修の強化についてお聞きをいたしたいと思ひます。この地方税機構は構成市町村から移管をされた滞納分について適切に徴収をすると、これが仕事だということは重々認識をしておりますけれども、しかし、取立屋になってはならない

と思います。昭和51年につくられました国税庁の納税の猶予等の取扱要領というのがございますけれども、ここには一番に納税者の実情に即して処理をすることということが挙げられておりまして、以下、次のように書かれております。

徴収に当たっては、画一的な取扱いを避け、納税者の個別的、具体的な実情に即応した適正妥当な徴収方法を講ずることが必要である。特に、納税者から即時に納付することが困難である旨の申し出があった場合にはその実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配慮をすると、このように書かれております。

私が、京都地方税機構にはこういう取扱要領があるのかということでお聞きをさせていただきまして、京都地方税機構徴収業務基本方針についてという文書をお送りいただきました。この中には、先ほども御答弁がありましたけれども、住民納税者から信頼される業務執行を行わなければならないと、このように書かれております。

私は、住民・納税者から信頼されるためにも、国税庁の先ほど申しました取扱要領にもありますように、画一的な取扱いはしない、そして、納税者に有利な方向で対応するということを謳うべきであり、そのことについての職員研修にこそ力を注いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 福尾業務課長。

○業務課長（福尾隆昭君） ただいまの画一的な取扱いということでございますけれども、地方税機構におきます滞納整理の進め方ですが、滞納事案は個々の事案ごとに納税者の事情が異なります。そういうことですから、これまでからも個々の事情を十分にお聞きして、その個々の実態に即した滞納整理を進めてきているところでございます。このことは先ほどもありました地方税機構の徴収業務の基本方針にも明記しているところでありまして、職員には研修、あるいは会議など、機会あるごとに徹底してきているところであります。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 今西久美子君。

○今西久美子君 確かに、3つ目に滞納事案の実情に応じた滞納整理ということで項が設けられております。しかし、これが本当に全職員に周知徹底をされていれば、先ほど申しました事情を十分聞いてもらえなかったといったような府民からの訴えはないのではないかと思います。また、今おっしゃった基本方針につきましては、地方事務所長宛となっております。全職員に徹底が本当にされているのかどうか。例えば納税者の主張を正確に把握し、親切・丁寧な対応を行うことというふうにありますけれども、先ほども申しましたけれども、本当にこういう対応が全ての職員に対応していただいているのか。そうすれば、1問目で述べましたような事例というのは出てこないのではないかと思います。

私は全職員の方が手元に置いて業務ができるように、きちんとマニュアルをつくるべきではないかというふうに思います。さらに研修につきまして、本部実施の研修実績、26年度分を見せていただきましたけれども、納税者の権利といったような中身につきましては、納税折衝における分納相談についてという科目が1回あるだけでありまして、しかもこれは全職員ではなくて、所属長に推薦をされた職員のみ、こういう状況でありました。

各地方事務所におかれましても、研修は実施をさせていただいているというふうにお聞きを

しておりますけれども、きめ細かな、例えば納税者の権利について、また、換価の猶予についてといった内容の研修を、ぜひとも強化をしていただきたいというふうに思います。特に換価の猶予につきましては、今後、地方税法の改正によりまして、納税者から申請することができるようになります。申請があれば判断をする必要が出てくるわけですが、そのときにぜひとも納税者の立場に立った、納税者に有利なように対応することができるように、そういう研修が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 今西議員の御質問にお答えいたしますけれども、私どもにつきましては、御案内のように、きめ細やかな研修を実施しておりますし、それぞれの事務所、あるいは事務所の職員の事情等も異なりますので、事務所ごとに的確な研修等を実施しているところであり、基本方針に沿って、職員に全て徹底していますので、その考え方に沿って、これまでから業務に当たっておりますが、今後ともその考え方で業務を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（田中英夫君） 今西久美子君。

○今西久美子君 この基本方針に沿った対応を全ての職員がしていただければ、重ねて申しますが、先ほど述べたようなこれまで一般質問で取り上げられてきたような訴えは起きないのではないかとこのように今も思っております。

さらに、職員が2年とか3年とか、短期間で交代をされることや職員お一人が本当に多くの事案を抱えた状況の中で、なかなか大変な業務であるというふうには思います。しかし、職員の皆さんにはいかに取り立てるかということではなくて、いかに府民の暮らしや営業を守るか。暮らしや営業を支えることでまた新たな滞納を生まないというような効果もあるかというふうに思います。そういう立場で対応をしていただきたい。そのことを切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市選出の山崎恭一でございます。京都地方税機構議会2月定例会における一般質問を行います。

第1問目は地方税機構の業務の改善の問題です。今西議員の指摘にもありましたが、大量の滞納案件を比較的小人数の担当職員、それも税務経験が初めてという職員が毎年3分の1以上もいる機構で、素早く大量に滞納案件を処理をする、これで親切丁寧に正確な徴税義務が本当に可能なのでしょうか。いくつものトラブル事例、先ほども紹介されましたが、これに出会ってきましたが、そこで明らかになってきているのは、不正確な知識、拙速な対応、機構の側の事情が前面に出て、納税者の立場が軽んじられていることでした。こうしたことは、滞納処理に特化した特殊な組織ということが大もとにある、そこに大きな原因があると思っています。これをいくらかでも改善するためには、機構は特別の配慮や工夫が必要だと、これは当然だと思います。

2010年から2015年までの6年間で、宇治市から延べ72人が機構に派遣をされています。こ

のうち宇治市で納税事務を経験した職員は45人、27人が全く納税・徴税事務をやったことない人が機構に行って、行った日から徴税の事務に参加をするということです。37%に上っています。他の構成自治体でもほぼ同様だろうというふうに思われます。さらに、多くの構成自治体では、税額通知や納税書類を送付し、そして入ってきたお金を処理をして消込みをしていく。こういうことが納税の中心であり、期日までに納入がなければ機構に移管していません。納税の相談係というのは、実は機構に移す手続が主にやっている仕事で、担当者1人でもできます。

宇治市では、滞納、即機構送り、とはせず、督促や納付相談を行って、それでも納付をされないという場合は機構へ送るという作業をしています。いくつかの自治体では同様にされていますが、こういう業務をして納税業務が残っていますが、それでも宇治市の千数百人の職員の中でこれを担当している職員は5人しかいません。つまり、市町村では滞納の取組みをほとんどしなくなってきているわけですから、今後、機構へ派遣される未経験者はどんどんふえていく。ほとんどの人が未経験だということになっていくことは明らかだと思います。

機構では、新規派遣職員に対応して、先ほども紹介があった2日間かけて6項目の研修を行っていますが、この項目はほとんどが機構の概要や徴税事務、収納事務、課税共同化、法人税事務、個人情報保護と実務的な講習がほとんど、2日間で6項目ですから、恐らく1項目2時間ぐらい、午前1つ、午後2つ、こういうペースだろうと思われませんが、これ以外に新しく派遣された職員が受ける研修はeラーニングという事務システムの研修を2日ほど受ける。新人の研修として機構全体でやっているのはこれで終わりです。基礎の基礎だけというふうに思わざるを得ません。

先ほどから複雑な事情を抱えた納税者の具体的な相談に対応して、一度も経験したことない職員ですから、毎年変わる税制改革、これにも対応する。このためには先輩や上司と一つ一つのケーススタディーをやっていく。また、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをしながら、通常、その課の中で十分な会話や交流をしながら進めていくということが不可欠だと思われまます。現場ではこうした問題、できれば具体例を挙げて御説明いただけたらありがたいのですが、どのようにされているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 山崎議員の質問にお答えしたいと思います。京都地方税機構においては、徴収業務に当たって、納税者の方への親切・丁寧な対応や、公平・公正な事務執行を基本に取り組んでおり、職員に対しても、これまでから徹底しているところでございます。

議員御指摘の業務量に対する職員数の問題や、あるいは経験の浅い職員の増加などの問題について御指摘がありましたけれども、これは地方税機構に限らず、構成団体共通の課題であると認識しております。宇治市の例を挙げて御質問いただきましたけれども、まさにそういう状況にあったからこそ、地方税機構を作って、何とかその中でノウハウを蓄積してやっていこうということで、機構としてでき上がったものだというふうに考えておりますが、比較的滞納歴が浅い方に対しては催告センターから催告を実施し、自主納付していただくことで、職員が担当する滞納案件の軽減を図っているほか、日常業務の中でベテラン職員が持つ

ノウハウや知識を若手職員に継承していくなど、的確な業務執行に努めているところでございます。

また、研修についても、先ほど来、いろいろと機構の状況について御説明がありましたが、我々としては、全体研修と地方事務所等での研修という二本立てで行っており、全体としては基礎的・全般的な研修、地方事務所では実際の個別の事象や困難な課題等に対する事案等の研修を行っているところであり、今後も、研修も含め、職員の育成については力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 ノウハウを蓄積しておっしゃいましたが、私は市町村で対応していたときと機構に行ったことで根本的に違っているのは、差押えの件数だと思っています。機構は毎年1万件近い差押えをする取立専門機関、そして、その最大の手法は差押えだと。これは業務の実績が語っています。

先ほどから出ていました、もちろん、ある程度、強力な権限なしに徴収をするのは困難だというお話もありましたし、そのことを私は頭から否定をするものではありません。ただし、強力な権限だからこそ、その執行については慎重の上にも慎重で、そして丁寧な対応が必要だというのは当然のことだと思います。

研修について、もう一点お尋ねしたいのですが、先ほど、私が言ったのは機構全体での研修です。それぞれの事務所で事情に合った小さな研修をたくさんやっているんだという話がありましたが、どんなことをどんな内容でどれぐらいの頻度でやっているのか、少し御紹介いただきたいと思います。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 地方事務所の研修についてですが、これは地方事務所それぞれの特性や職員の状況が異なりますので、地方事務所によって研修方法は異なっているところ です。

ちなみに、地方事務所の研修等を紹介させていただきますと、当然、日頃、日常的に困っていること。あるいは、こんな事案に出会ったというようなことが日々ございますので、そういった日常課題に関する、これは法的にどうなんだというあたりを理論的に整理をすることでか再確認するということで、日頃、日常課題に対する研修に取り組んでいるということですか、あるいは、差押えとか時効ですとか、執行停止とか、そういったテーマにつきまして、より深く掘り下げて研修をするといったような研修をこれまでから行ってきたというところでございます。

それから、頻度ということでございますけれども、それもまさにそれぞれの事務所によって事情等が異なりますので、一概には申し上げることはできませんけれども、通常の業務を行いつつ、こういった研修を行っていくということになりますので、月に1回とか週に1回とか、そういったレベルで実施をしているということ考えてございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 必要に応じて現場でもいろいろしているんだというお話ですが、私はこうした場合、必要なことはケーススタディーというのが非常に大きいというふうに思っています。私どもでも新人の議員が来たら、最初の2年間ぐらいは基本的に先輩議員と2人で対応する。1個1個について起こるたびにいろいろ話をするということになりますが、機構の場合でしたら、丸一年やっつけられるかどうか怪しいですけれども、何カ月間かは先輩と2人で1つ1つの事例を対応すると、こうした配慮が必要だと思いますが、そういうことができる状態の人数かどうかというのは心配を持っています。

いつも思うんですが、今度の定期監査結果報告を見ていますと、また2件について、私から見ると、乙訓地方事務所と業務課、法人税務課、それぞれで納付受託証書の書損処理に誤りがあった。具体的にはわかりませんが、そんな複雑な話じゃなくて、ごく初歩的なことだなというふうに思われます。請書の契約締結日に誤りが認められたと。これもそんな難しい話ではないのだろうと思うんですが、これについて指摘は受けているのは、派遣職員で構成される組織であるので事務ミス等が発生しないよう、事務マニュアル化を進めるとともに、所属長による確認、複数職員による点検等を徹底して厳格な処理をとるという指摘がされています。

これも私も一度質問したことがあるのですが、これほど毎回の定期監査で初歩的な事務ミスが文書で指摘をされる。やっぱり私どもそれぞれの所属する市町村ではそんなに起こることではなくて、やっぱり機構の性格が現れているのではないかと思います。

ですから、研修の問題も、形や回数の問題ではなく、必要に応じて細かにいろいろやられていくことが必要だと思いますが、改めて数を挙げて言いますと、機構の職員は全体で215人だったかと思います。そのうち、徴税業務に当たっている職員は確か168人、数にすると167.何人というお話もありましたが、ざっと168人だとおっしゃっている。26年度の文書催告の件数が22万通余りありますから、これが移管の件数とほぼ一緒ではないかなと私は思っておりますが、これを168人で担当すると、1人当たり年間1,000件以上の案件を担当する。1日にすると、7、8件ということになるわけですが、1日で終わるはずがありませんから、何日かかけて継続して、錯綜して仕事をしていくというのが実態だと思いますが、これはかなりのもんだなと。

それと予算書を見てもみますと、私どもそれぞれの市町村の予算書と比べて見られると、機構の予算書ははっきり言うと、あつけいないぐらい簡単で愛想がない。要するに、何をやるんだといったら、これだけ人が要るんだと、物を買うんだと、システムを買うんだと、それだけのことでやることは一つだと、徴税だと。ですから、新規事業はどうだとか、こういうイベントをやるとか、そういうのはないわけですね、大変シンプルです。

ほとんど人件費と分担金でしまいという感じがしますね。つまり、毎日毎日、徴税業務を職員は延々と大量の処理をやっているわけです。精神的にも随分大変なことだなという感じはするわけですが、こうしたことについて、一つの案件は1人の職員が基本的に担当しているのでしょうか。例えば新規の職員だと複数で先輩と2人でしばらく対応するというようなことはあるのでしょうか。そうすると、1人当たりの処理件数はもっと大きくなっちゃうわけですけれども、私が対応していると、ほとんどの案件をとりあえず1人で新人でもやって

いるという感じがするんですけれども、それって危うくないのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 福尾業務課長。

○業務課長（福尾隆昭君） お答えをいたします。

新人が1人で滞納案件に当たるのかということでございますけれども、来られたばかりの方が納税相談に1人で対応するというのは、はっきり言いまして無理と思います。もちろん新人の方にも担当地区といたしますか、それらを割り振るわけですが、やはり当初は先輩と一緒に納税者と対応するというふうなことになります。ただ、相談に来られた場合でしたら、こちらが先輩と新人の2人で対応できる場合もあるんですけれども、電話等でしたら、こちらもひとりで対応しなければならないという場合もあるわけですが、この場合にも新人の方の熟練度に応じて、まず対応させて、その横で先輩が聞いているというふうなこともございます。

そういうことですので、決して1人、新人の方に任せるということはございません。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 わかりました。まあ、そうだろうとは思っていたんですが、確認できてそれは結構なんですが、そうしますと、機械的に言いますと、1人1,000件以上の担当、2人でやると2人で2,000件以上担当するということになって、かなり忙しそうだなというのはよくわかります。

その中で、1万件の差押えをしているということですから、1人当たり年間5、60件差押えをする。2人でやっているなら100件ぐらい差押えをしているというのが差押えの件数です。年間200日勤務をすると、毎日毎日10件以上の差押えをやっているという、今やってすぐできるわけではありませんから、督促をして、警告をして、そして執行となって、執行そのものもまた少し手間がかかりますから、このペースでやると、すごい仕事量だなというふうに思うわけです。

これで機構での日常というのは、私はさっきから総件数22万件だとか、職員数だとか、担当者数だとか、1日何ぼだとか、数字を大分言っています。これは私の想像や類推のところも入っているんですけれども、大体この数字はそんなに大きく違わない、大体そんなものだという事は御確認いただきたいんですが、こういう中でどこの隙間でどう検証するのかなという不安があるんですが、職場での実態というのは、この合間を縫って、何人か寄って研修しているということなんでしょうか。

○議長（田中英夫君） 福尾業務課長。

○業務課長（福尾隆昭君） 職場での研修の実態ですけれども、これはまさに地方事務所ごとに工夫をこらしておるわけですが、全員が研修にかかるというわけにはいかない。例えば3分の1が受けるとか、こういう形で割り振っていますので、例えば同じ内容を2日に分けて全員が受講したりというふうな工夫もしておりますし、あるいは大体3年程度で派遣期間が終わるということが多くございます。地方事務所では例えば2年目の職員の方が1年目の職員の方を指導して、2年目の方も教えながら自分もまた学ぶというふうな工夫を凝らして研修などをやっているところでございます。

それと差押えの件数が多いのではないかということでしたけれども、実際、差押えばかりしてるというわけではなくて、やはり納税者の方からの納税相談であるとかお問い合わせに対して法令の説明などをしているというほうが多うございます。件数だけがクローズアップされがちですけれども、それ以前に十分、納税者の方とお話しをするという時間のほうが長うございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私が出していた数字は大まかでそんなに違わないよということでしたら訂正はなかったんだと思います。

私はまた対応をしてもう一つ感じていることは、機構がやっている業務はかなり特殊なところに特化をされている業務ですので、その周辺にいろいろな業務が、市町村がやっている、税務署がやっている業務があるわけですね。そのことについてもある程度、知識を持っていただかないと、相談のときにうまくいかない。そんなの知りませんと、機構から見たら関係ないことでも、それは市町村でお尋ねくださいとか、それは税務署がやっていることなんですとか、法律上、国税ではそういう制度があるけど、地方税ではこうだとかいう話ができないと、なかなか通じないけれども、お話に行く方も全制度に精通している人が相談に行っていることはありませんので、あっちではこう言われたのに何でこういうのやという話はよくあります。ですから、そういう点でいうと、かなり幅広い知識や連携が必要だろうというふうに思いますので、ぜひ関係機関との連絡もとられる、研修も含めていく。そのことについては一層御配慮いただきたいと思います。

その上で業務のイメージを私も何とかつかみたいと思っいろいろ言っているところもあるんですが、仕事が割とシンプルといいますか、相談と回収、その一番の武器が差押えという中で、大体毎日これぐらいの処理とか年間これぐらいの処理とか、処理件数の目標とかいうのは、例えば個人とかチームごとに持っているんでしょうか。収納金額を何ぼやろうとか収納率何%、機構全体では前年度実績を次々と上げていく目標を持っておられますので、チームや個人のところにも一定の目標を持っておられるのかなとも思うんですけれども、こういう目標の設定というのは処理件数、収納金額、収納率についてどういう単位で目標を持っておられるのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まず、数字上のお話ですけれども、少し数字についてお話しさせていただきますと、差押え件数等については例年7,000件から8,000件という辺りで推移をしておりますし、1人当たりの持ち件数ということでございますけれども、1,000件というようなお話もございましたけれども、件数自体は年によってかなり変動しますので、いつの時点で見るとかというような問題はございますけれども、例年、私ども5月時点で整理をさせていただいてございますけれども、5月時点で整理をした数字、いわゆる昨年の5月の時点で整理をさせていただいた数字でいいますと、1人当たり400件程度の持ち件数となっているというようなことでございます。

それから、それぞれの職場でのいわゆる国税とか市町村との連携のお話ですけれども、こ

れはまさに日々問題なり課題等があれば、十分市町村なり国税との連携をやりつつ業務を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 1人当たり件数の数字が大分違うようなのは、多分、催告センターからの文書催告や電話催告でけりがつくという案件も結構あるんだということですね。ということは、職員さんがやっている400件というのは、なかなか複雑な話や難しい話を職員として対応をしているということであつたかと思ひます。

目標の設定ですけれども、それは。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 事務所での目標設定ということでございますけれども、私も各事務所の目標設定がどうなっているかという部分については十分把握していない部分がございますけれども、機構としては先ほど来、いわゆる前年度の収納率を目標数値として設定させていただいて、いわゆる前年よりも上回っていくんだというのを基本的に機構としては業務をやらせていただいているということで、それに応じて各地方事務所についても、機構事務所としての前年の収納率を上回っていくんだと。

それから、各構成団体から移管を受けた案件を私どもが責任を持って収納していくんだということでございますので、各事務所の所管市町村の徴収率を何とかこれも前年より高めていくんだというような目標数値を持って、各事務所で業務に取り組んでいるという状況でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 はい、わかりました。かつては、相楽事務所や山城北部事務所で1人当たり年間の差押え件数を目標のように語られた所長さんがおられました。今もいるのかな。目標ではなくめどどとか、そういう数値は上げただけでそれでノルマと化したわけではないという、そんな御答弁もありましたが、私は前年度実績を上回るのは大変なことだというふうに思ひますが、ぜひ様々な要素、複雑な業務、人間的な対応をぜひお願いしたいと思ひます。

ネットで競売されていますので、私もときどき見るんですが、一時見たら、塗り物や焼き物の食器がだつと出ていました。どこか旅館か料亭が差押えられて持っていかなかったなど。掛け軸というのが出てきました。これは何だろうなど。収入がなくて固定資産税が滞納になったのかなど。古い家だろうなどか。中には売価が1,200円とかいうのもありました。こんなまで取り上げるんだなどと思ひて、それを見てちょっと胸が痛んだり、競売のネットのところを見ているだけでもいろいろ思うことがあります。一々職員の人々がそう思っているとしんどいと思ひますけれども、ある意味、これは住民の命や暮らしに直結していることですから、時にはそういう胸の痛みも感じながら研鑽に励んでいただきたいと思ひます。

2問目は軽自動車の課税共同の問題についてお尋ねをいたします。軽自動車税の課税共同とは、そもそも何なのかなという思ひがあるんです。現在のシステムでやっても、協議会でやっているのでもう違わない。うちの担当に聞いたら、ほとんど一緒やと、電算入力してくれるから楽になると、もうちょっと丁寧にしゃべっていましたがけれども、結論はそんなふう

な話でした。これが申告の受付と電算入力、これだけが課税の共同化なんでしょうか。市町村で受付と審査を行うとされていますが、市町村が行う審査というのはどういう事務を指しているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 軽自動車に係ります課税事務の共同化についてでございますけれども、これまでから申し上げておりますように、機構におきましては意思決定にかかわらない、あくまで課税事務の共同化を進めていくんだということでございますので、受付なりデータ化が共同化なのかなというような御質問でございますけれども、我々としてはあくまで事務処理を共同で処理していくんだと。それによってスケールメリットを活かして効率化を高めていくんだということで共同化を進めさせていただいておるということでございます。

それから、いわゆる審査というようなことでございますけれども、審査が何に当たるのかというようなことでございますけれども、これは軽自動車については申告書に基づいて賦課をするということでございますので、各納税者の方が申告していただいた内容が適正かどうかということ審査をしているということで理解をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 課税をやるんじゃないなくて、課税の事務をやるんだということですが、この間の府市町村の税務担当会議、10月19日のところには担当課は課税共同担当というお名前になっているようではございますけれども、今の事務局長の説明でいうと課税事務補助担当ぐらいの名前にしていただいたほうが、課税担当者というのは少し僭越な名前になりませんか。これは指摘をしておきます。

申請書類を機構に送る。機構で内容調査を行って、車検と突合する。おそらく車庫証明なんかも合わせるんだらうと思いますが、それでデータを行う。データが完全にでき上がって、そのデータがどんと市町村にやってくると。そうすると、市町村は賦課決定ということですが、判子を押すだけじゃないでしょうか。入力業務はペーパーで来てそれを入力せんで済むので楽だなと市町村では思っていると思うんですが、どこでも見ないですよ。データがびゅんびゅん来ているやつに1個1個見る、また入力をするということは、作業は手間のようですが1個1個丁寧に見るということだったんじゃないかと思えますね。

これは事務は機構がやっている。意思決定は市町村がやっていると言いますが、これは何回かやっているうちに市町村はぼんぼん判子を押すだけということになりませんか。その点で、市町村と機構の間の協議なり何か留意するなり、そういう打ち合わせはされているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） データ処理ということですが、これは現在、市町村におきましても、いわゆる臨時職員の方がやられておるとか外部委託をされているとか、そういった部分が大部分だらうと思っております。それを機構でそれぞれの単独の市町村でやられるよりは、これを集約してやることによるメリットが出てくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。まさに今、入力をされている職員さんのところが欠落し

ていくんだという御指摘もございますけれども、現状から見ると、決してそういうような状況にはなっていないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 そうですね。そういう面があるのかもしれないと私もそれは思います。

ところで、今、京都地方税務協議会が処理をしている軽自動車税関係の案件の半分以上は京都市の分だというふうに聞いています。これは機構がやるようになったら、地方税務協議会は解散というふうに伺っているんですが、京都市の機構と関係ないよそのことかと思われませんが、京都市の分は一体どこに行くんでしょうか。機構で処理をするということはないのでしょうか。こういうことをちょっと置いておかないと、現在、5,000万円かかっているのが今度は2,000万になって、随分と経費節減になりますよというのは、ほんまにそうかなというふうにちょっと思うので、お答え願いたいと思います。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 議員の御指摘はちょっと誤解をいただいているのかなというふうに思うんですが、今回の共同化についてはデータ化ということで、共同化によって5,000万円が2,000万円程度になりますよというお話をさせていただいております。このデータ化というのは、協議会が行っているということではなくて、それぞれの市町村が行っている部分を共同で処理しようということでございますので、少なくともこの部分については京都市との関係でいいますと何も無いということでございます。

それから、今後、受付のお話でございますけれども、実際、半分以上という御指摘でしたけれども、実際、協議会で受け付けておりますのは3分の1程度が京都市の分だというふうに思っておりますが、先ほど、北村議員にもお答えをさせていただいたんですけども、京都市のかかわりにつきましては、納税者利便の観点からも、やはりこれまで同様、一体的な受け付けができるということが望ましいというふうに考えてございまして、現在、市とも協議をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎議員に申し上げます。質問時間があと3分ほどです。御配慮願います。山崎恭一君。

○山崎恭一君 私は京都市がなぜ機構に加入しないのか。京都市の側からあんまり必要性を感じていないということで、それが可能なら今加入している自治体も必要性を感じなければ加入しないという選択肢もあるんだなと思って見ております。5,000万、2,000万の話はデータ入力の話ですので、ちょっと私の指摘は誤解があったなというふうに思います。

課税権というのは、自治体の基本的権限に属するもので、それを侵す課税の共同化は理念的にも大きな問題がありますが、実務的にも例えば京都市のような巨大自治体が加入しない中で合理性があるのかどうかということには、私は大いに疑問を持っています。しがらみのない差押えという点では、確かに機構は強力な組織ですが、その執行は今の研修の問題でも申し上げましたけれども、日々のことには非常に高度な配慮や特別の工夫が要って、ずっと安定的にできるかどうかには私は不安を感じています。

軽自動車税の問題で言いますと、今回の国の税制変更であれですけれども、軽自動車税が全体に税額が少し上がり気味。特に、エコ対応の新式のやつはそうでもありませんが。だましまし長い間使っていると高くなるという制度になります。

私はT P Pの交渉の中で、アメリカから日本の軽自動車制度は廃止すべきだという要求が出たという話が何回か報道されています。T P Pの交渉の中身はあれもこれも全部秘密ですので、詳細なことがわかってきませんが、そうした話が出たときに、今度は政府から軽自動車税制度について、自動車と軽自動車と扱いが同じような税の課税の仕方になるわけですね。料金も上がってきます。軽自動車の制度そのものは少し一般の普通自動車制度に近づいていて、軽自動車制度独自の性格は少し薄れてきたというのが今回の改定だと思います。そのことも含めて、機構で扱うということにはくれぐれも慎重にすべき問題であり、軽自動車に移したからといって、入力実務が楽になるからといって、各市町村は軽々に乗るべきではないなという私の意見を申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第8「第1号議案から第7号議案」までの7件を一括議題といたします。これより議案7件に対する質疑に入ります。通告がありますので、丹野直次君に発言を許します。丹野直次君。

〔丹野直次君登壇〕

○丹野直次君 初めまして。皆様よろしくお願ひいたします。

私は若干、今の山崎議員のことと実はダブってしまいました。したがって、質問というよりも確認ということも含めて質問させていただきます。

1つは、関係資料の1ページ、2ページに渡る部分です。先ほど来、聞いておりますと、渡辺事務局長さんはより効果的なものになると。多分、それは（1）のAのことと、2ページ目の（2）のいわゆる税機構と構成団体が行う事務のことを言っておられると思うんですけども、私はどう考えてもこれがより効果的というような代物かどうかと、そういう目で見ておまして、なぜ効果的と言い切れるのか。いま一度、確認の意味を込めまして質問しておきたいと思います。

もう一点は、今までのやり方でなぜいけないのかというふうに思いましたところ、共同して行くと。この共同という言葉が辞書で調べてみますと、2人以上の者が力を合わせて行うことということになっています。本来ならば、地方税機構は共同してやっているわけですよ。他にも共同してやっていることはないのかどうか。こういうひねくった質問になりましたけれども、一つお答えいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 何が効率的なのかという御質問でございますけれども、私どもが予定しております軽自動車の共同化におきましてのメリットとしては、それぞれの市町村で行うよりもシステム改修の経費が必要でなくなる。これは私ども2,600万円ほど予算をお願いして改修させていただきましたけれども、検査データを突合するなりそれを取り込むとい

うことを考えますと、そういったシステムが必要になってきますので、それを個々でやりますと個々にかかるんだけれども、共同でやると機構一本で済むんだというのが一つございます。

もう一つはランニング経費でございますけれども、これは先ほど、山崎議員にもお話しさせていただきましたけれども、業務量を各市町村調査をさせていただきまして、そこから試算をしますと、5,000万円ぐらいかかるということでございますので、その経費が共同化することによって2,000万円程度になるということでございますので、そういったランニング経費の削減というのも一つの効果ということだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 丹野直次君。

○丹野直次君 それで車検の突合をするのは、今まででしたら税務協議会がやられてきたことなんですよ。それを今度は税機構と各構成市町でやると。何をするかといえば、突合しなくては全くちぐはぐなことになるわけで、突合には結構暇も時間もかかるわけで、実際、今、市町村がやっている部分も税務協議会から送られてきたものも市町村でやられていると。そこへわざわざせんでもいいようなことをこの税機構がやるのかなと、こういうふうに思っているんです。本当の狙いは何なのか。これがよくわからんです。

それで、軽自動車だけじゃなくて、いわゆる車検の要るバイクも今回こちらのほうに持っていくんですよ。そこもあわせて質問というか、教えていただきたいということになるんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（田中英夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 今回の共同化でございますけれども、国からいわゆるデータとして検査情報が流れてきますので、その突合をシステム的に行っていくということでございます。これまではあくまで目視なりという形でやられておったものをシステム的にやっていくということでございます。そのデータをシステム的に取り込むことによって入力する作業も減りますよということでございます。

それから、原付のお話でございますけれども、今申しましたように、車検証データを元に今回の共同化を進めていくんだということで行っておりますので、原付につきましては、車検データがそもそもございませんので、今回の共同化の対象からは外しておるということでございます。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 丹野議員へ申し上げます。会議規則で質疑は同一議題について2回となっております。第3号議案についての御質疑と思いますが、回数を超過しておりますので、次でまとめてください。

はい、丹野直次君。

○丹野直次君 今、1点目と2点目の質問というか確認の発言をさせていただきましたが、今後、税機構にこの仕事が入っていくと。さらに共同化が、最初は小さく作って、最初は小さく生んで大きく育てるみたいな、そんな臭いが私はしているんです。そんなことで、ちょっと質問させていただきました。御答弁ありがとうございます。

以上です。

○議長（田中英夫君） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、討論に入ります。

通告がありますので、まず、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。

ただいま議題となっております議案のうち、第1号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

今回、第6号議案事務処理等に関する条例一部改正に盛り込まれているとおり、地方税法改正により納税者の申請による換価の猶予制度が創設されることとなりました。これは納税者の申請権が認められたもので、今後、今回の改正趣旨が活かされる運用となるように強く求めるものでありますが、一方で、昨年4月から12月までの滞納処分は報告によりますと6,332件に上り、また移管されたらなかなか相談に乗ってもらえないなどの声も引き続き出され、中には本議会にもこれまで繰り返し指摘されてきたとおり、生存権を奪うような差押えに対する抗議の声も出されているところであります。

こうしたことが繰り返されるのは、地方税機構という組織自身が抱える根本的問題等があると私は考えています。第一に、本来、自治体とは総合行政として住民自治に基づく団体として、福祉の増進を目指し、運営がなされるものであります。ところが、地方税機構は地方自治体の根幹である税務行政から賦課徴収業務の一部に特化して、共同で実施する特別地方公共団体であるため、現実にはその根本において、納税者の総合的な権利を保障する業務にはなりにくということでもあります。

第2に、効果的、効率的な執行体制を行うというものの、自治体職員の削減により、先ほども論議にありましたように、税務に携わった職員さんが減り続けているもとの、自治体職員さんの交代が続いていくと、経験値の少ない職員さんが移管を受けた滞納の徴収業務を担わされることとなります。しかも、自治体の税務行政の状況は単一・一律ではないために、公平・公正な税務行政を行い、納税者の権利を市町村と連携して保障していく上で、数々の問題が起りやすくなります。このことは、既に職員研修をめぐる今回の論議を見ても明らかだと考えます。

第3に、今回、軽自動車税事務を広域計画に追加することとされているとおり、納税者の利便性向上を名目に、今後も税目移管が検討されていることは皆さん御承知のとおりであります。そのことは市町村にとっては課税自主権が事実上侵害されていることにつながることであり、地方税機構にとっては徴収業務の拡大に加え、課税業務が増え、実質賦課まで行うことにつながるものであります。

第4に、マイナンバー制度の導入とその対応が求められているもとの、府民の貴重な個人情報、さらに今後はセンシティブ情報も対象に扱う可能性があるもとの、地方税機構に莫大な財源と重大な責任が課せられてしまうのみならず、府民に一層、徴税強化をしいる可能性が生まれるものであります。

第5に、来年度から地方税徴収に導入する予定のトップランナー方式が導入されることによる問題であります。トップランナー方式とは、既に皆さん御承知のとおり、地方交付税の算定で徴収率が高い上位3分の1の地方自治体の徴収率を標準としています。国会審議では自治体に徴収率の上昇を求めるトップランナー方式の導入が差押えや徴収強化になる可能性があるという指摘をされているところであります。これに対し、高市総務大臣はトップランナー方式の導入は地方税の実行的な徴収対策の一層の取組みが促進されることを期待するものとして述べておられます。この影響を地方税機構も受ける可能性が大いにあります。

以上、こうした問題を抱えたまま、地方税機構をさらに運営していくことは極めて問題があり、よってそのための当初予算には反対をするものであります。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 次に、丹野直次君に発言を許します。丹野直次君。

〔丹野直次君登壇〕

○丹野直次君 向日市議員の丹野直次でございます。ただいま上程議題となっております第3号議案「京都地方税機構第2次広域計画変更の件」について反対討論をさせていただきます。

税機構規約第4条及び別表17条によるものについて賛成はできません。今回、新たに軽自動車税の事務を広げるために共同化するため、変更することには賛成できません。

規約の変更では、今回、新たに広域連合及び構成団体が行う事務として、軽自動車税に係る申告書等のデータ作成をするというものです。軽自動車は地域住民にとっては、本当に大事な生活を支える重要なツールです。しかも、手軽で便利で燃費も安くなってまいりましたことから、庶民の足だと思えます。府民の暮らしと営業の糧ではないかと思うわけでありませぬ。道路の狭隘など多いところで、もちろん都市部、農村、中山村を問わず、地域を支えるといってもよいと思う必需品だと思えます。

反対理由の第一は共同化処理をする事務の拡大をすることでありませぬ。税機構は自治体の課税権自主権を侵害するのではないかと思うからであります。自治体が独自に課税徴収する権利を税機構に移すことは認められないということです。地方自治体の課税権自主権を尊重し、充実させるよう地方を応援していただきたいということではなかったかと私は思っております。

反対理由の第二は、軽自動車税のこれまでの事務作業は特に問題もなかったと思うわけではなかつた。こうなつたのは平成28年4月からの税制改正の議論が始まり、また、自動車税の税制議論も始まっております。そして、特に軽自動車税については、初年度の登録から13年を超えた分の課税と経課としてのグリーン課税、あるいは今後新たにガソリン車、ハイブリット車などといった環境性能に係る税制導入が検討され、そして本当にこれから細分化されていってややこしくなるのではないかというふうにするわけではなかつた。これまで一律的な課税が一台一台の課税に違ってくるわけではなかつた。そうしたことを本府は税機構の中で国の税制の先取りをしていると思うからであります。

向日市の例ですが、一昨年度、平成27年度当初予算の税制見込みで軽自動車税及びバイクなど二輪バイクにおきましては、合わせて約4,757万円の課税をしておりました。実際は4,7

76万円というふうに徴収がされておると、95%に達するわけであります。そうしたことから、身近な市役所で今まで取り扱っていた事務が府事務所に滞納された場合は送られるということになると、親近感が持てなくなります。京都税機構は市区町村から送られてきた滞納案件を取り立てる仕事にしているわけですが、これでは構成自治体と同じようにならないというふうに思うからです。納税者の権利として、分納相談は当然行うようにすべきではないかと思えます。それをしなければ、税の取り立てにしかならないと思うわけでありまして、賛成はできません。滞納したら税機構に送るということは課税の共同化というのは、裏を返せば滞納者を追い込み、税機構に追い込んでいくという仕組みをつくるということだけあります。また、軽自動車の検査情報を活用するものであることから、課税事務共同化としているが、自治権の縮小につながることは明らかです。原付バイクや耕運機などの車両はこれまでどおり市町村課税であるものですから、軽自動車と分離することは非課税にもなるというふうに考えます。今までの京都陸運事務所での軽自動車車検情報を京都税協議会でデータ入力してから市町村に回せば済むわけであって、共同化するメリットは特にないというふうに思うからです。

最後に、反対理由の第3は効率化につながるかということがもう一つはっきりしないと思えます。別表17条に負担する経費を調べてみましたが、データ化して2,000万円余りの見積もりであると言われております。向日市では全体の3.7%、七十数万円と予定されておりますが、京都税機構での共同処理業務に対して個々のマイナンバーの情報提供をしてはいけないというふうに思えます。さらに、今後、福祉の柱である点でいいますと、向日市ではこれから国保料についても移管されようとしているわけであります。

税務職員の問題ですけれども、やはり向日市でも、年々職員さんが減員されている職場になってきておまして、税務業務共同化のために、その継承などで多忙な部署になってまいりました。昼休みも含めてお仕事をされているわけです。多忙になってきているわけです。これまで培ってきたしっかりとした住民と地域に根差したものを目指す議論を今後もしっかりしていかなければならないと思えますし、特に京都市を除く本機構というものは合理性に欠けるものではないかと私は思います。

以上の理由と要望を含め、第3号議案についての反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（田中英夫君） 次に、松本聖司君に発言を許します。松本聖司君。

〔松本聖司君登壇〕

○松本聖司君 京丹後市議会選出の松本聖司でございます。議題となっております議案7件、全てに対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

税業務の共同化を通じて、納税者の利便性の向上、業務の効率化を図り、公平・公正な税業務を推進するため設立された税機構ですが、昨年11月の業務説明会において、設立当初から現在までの業務の総括について伺ったところでございます。

徴収業務は順調に推移し、税機構設立以後、京都市を除く府内市町村の徴収率は全国平均に追いつき、今や全国平均を上回っている状況にあるとお聞きしました。税機構設立時に業務の共同化による徴収力の向上や徴収コストの削減等が期待される効果として挙げられてい

ましたが、機構の収納率が年々増加していることや移管額における滞納繰越額が年々減少していること等から、機構構成団体の財源確保に直実に貢献しているものと考えています。

さて、今回の提出議案であります、第1号及び第2号の予算議案は機構の業務運営に必要な人件費と事務経費が計上されているものであります。税の徴収を業務とする自治体として、運営に際しては常に効果的、効率的な執行に努めていただきたいと要望いたします。

次に、第3号議案の第2次広域計画の変更については、先に規約変更の手続を整えたものであります、従来、市町村で行われている軽自動車税の課税事務について、入力業務の一部を機構で共同で行うことに伴うものであり、機構で構築したシステムでデータ入力という事務処理を一元化することで、事務の効率化や今後の税制改正等に適正に対応を図られるものと考えています。

機構における課税事務等の共同化については、既に法人を対象とする税目において実施されています。一部の意見ではあります、自治体の課税自主権の侵害であり、税目の拡大はいかなるものかと言われております。しかし、賦課決定等は構成団体において実施されているものでありまして、事務の効率化という観点で共同化が今後も進展を期待するところです。

また、第4号、5号議案は行政不服審査法の改正、第6号議案は地方税法の改正に伴い、関連の施行条例の制定や条例改正を行うもので、いずれも法律の改正に伴う必要な手続であります。さらに、第7号議案については、さきの議会において適正な徴収を進める上での必要な判断であるとされたことから、今回の控訴の手続についてはいたしかたないものと思慮いたします。これら全ての議案に対して適切であると判断し、賛成いたします。

結びに当たり、一言申し上げます。

これも税務説明会でお聞きしたのですが、税機構に派遣されている職員におかれては、税業務の経験がない場合も含めて2年ないし3年は地方事務所で徴税吏員として納税整理業務に当たられています。滞納者の方がそれぞれの御事情を抱えておられる中で、職員の皆さんは事案によっては厳しい折衝や判断をされることもあろうかと思えます。大きな権限を持たれている以上、その心情もいかばかりかと推察いたしますが、今後も公正・公平な税業務の推進に当たり、誠実に職務に精励いただくよう期待申し上げますとともに、税機構においては構成団体との連携を密にして、これからも業務の向上に尽力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で討論とさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（田中英夫君） これより議案7件について採決に入ります。採決は1件ずつ7回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成27年度京都地方税機構一般会計補正予算第1号」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構第2次広域計画の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「行政不服審査法施行条例制定の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案どおり可決されました。

次に、第5号議案「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案どおり可決されました。

次に、第6号議案「京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案どおり可決されました。

次に、第7号議案「差押債権取立請求事件に係る控訴の提起の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第7号議案は承認することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成28年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 田 中 英 夫

会議録署名議員 石 田 宗 久

同 佐 戸 仁 志